

## 新型コロナウイルス感染症対策における 長井市立小・中学校における臨時休業等の考え方について（お知らせとお願い）

冬期間に入り、新型コロナウイルス感染症が日本国内で広がっている状況及び山形県における警戒レベルが3に引き上げられたことを受けて、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症対策における学校の臨時休業等に関する考え方について、あらためてお知らせいたします。

保護者の皆様におかれましては、これまで同様、感染防止策へのご理解とご協力をいただき、お子様の健康状態の保持、学校との連絡体制維持について引き続きご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 感染拡大を未然に防ぐための健康観察及び出席停止の措置について

##### (1) お子さんや同居するご家族の健康状態の確認

① これまで同様、毎朝の検温、お子さんの健康状態や生活の様子の確認へのご理解とご協力をお願いいたします。

##### (2) 感染拡大を未然防止するための出席停止の措置

① 児童生徒本人が発熱したり、嗅覚や味覚に異常があるなどの症状が見られたりした場合、インフルエンザや感染性胃腸炎などの場合も出席停止とします。その他の理由による欠席は、従来通り欠席の扱いとします。

② 児童生徒の同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染したり、濃厚接触者となったり、PCR検査の対象者となったりした場合、その他発熱が続く、嗅覚や味覚に異常があるなどの症状が見られた場合は出席停止とします。

##### (3) その他

① 職場や親戚に新型コロナウイルス感染症感染した方がいる場合、感染の疑いがある方がいる場合など、心配なことがございましたら、学校までお知らせください。

② 児童生徒の安全確保のため、今後も必要に応じて追加的な対応をお願いする場合もあることに、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### 2 臨時休業等の考え方について

##### (1) 児童生徒及び同居する家族に感染が確認された場合

① 当該学校について、校内消毒や保健所による濃厚接触者の確認等を迅速に行うために、保健所等と協議の上、5日間程度の臨時休業期間を設定します。（なお、感染の広がりが心配される場合は、臨時休業期間を延長します。）

##### (2) 臨時休業を実施する範囲

① 臨時休業は感染が確認されている学校のみとし、感染が確認されていない小中学校においては、通常通りの教育活動を実施いたします。ただし、市内や近隣市町の感染が急増している場合は、市対策本部、保健所と協議の上、市内一斉の臨時休業を実施いたします。

#### 感染した人も守るための大切なお願い

新型コロナウイルス感染症にかかったり、濃厚接触者になったりした方が、周りからの誹謗中傷を受け、追い詰められているという事例が報告されています。そのことにより、感染症にかかったことや濃厚接触者になったことを周囲の人に伝えられなくなったり、検査を受けること自体をためらったりする事態に陥ることも考えられます。感染症の拡大を最小限に食い止めるためには、正しい情報と早めの対応が必要です。感染症にかかって一番苦しんでいるのは、感染された方ご自身であるということを第一に考え、節度ある言動をお願いいたします。